

岩手県告示第912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成30年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	スマイル薬局新町 店	共創未来せんまや 新町薬局	一関市千厩町千厩字町 浦192番地	平成30年9月21日
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	ファミリー薬局東 山店	共創未来東山薬局	一関市東山町松川字卯 入道138番地3	平成30年8月23日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	スマイル薬局新町 店	共創未来せんまや 新町薬局	一関市千厩町千厩字町 浦192番地	平成30年9月21日
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	ファミリー薬局東 山店	共創未来東山薬局	一関市東山町松川字卯 入道138番地3	平成30年8月23日